

厚生労働省発職 1130 第 3 号

令和 3 年 11 月 30 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



別紙「雇用保険法施行規則及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 (略)

二 人材開発支援助成金制度の改正

1 特別育成訓練コース助成金の一般職業訓練（育児休業中の有期契約労働者等に対する訓練を除く。）又は有期実習型訓練の運営に要した経費等に対する助成額の上限については、次に掲げる実施時間数の区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。

- (一) 二十時間以上百時間未満 十万円（中小企業事業主の場合は十五万円）
- (二) 百時間以上二百時間未満 二十万円（中小企業事業主の場合は三十万円）
- (三) 二百時間以上 三十万円（中小企業事業主の場合は五十万円）

2 特別育成訓練コース助成金の一般職業訓練（育児休業中の有期契約労働者等に対する訓練に限る。）の運営に要した経費等に対する助成額の上限については、次に掲げる実施時間数の区分に応

じ、それぞれ次に定める額とすること。

- (一) 十時間以上百時間未満 十万円（中小企業事業主の場合は十五万円）
- (二) 百時間以上二百時間未満 二十万円（中小企業事業主の場合は三十万円）
- (三) 二百時間以上 三十万円（中小企業事業主の場合は五十万円）

3 特別育成訓練コース助成金の経費助成に生産性要件を設定するとともに、有期契約労働者等に一般職業訓練又は有期実習型訓練を受けさせる事業主の経費助成率及び派遣労働者に有期実習型訓練を受けさせる事業主の経費助成率については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次のとおり定めるものとする。

- (一) 一般職業訓練若しくは有期実習型訓練を修了した有期契約労働者等又は有期実習型訓練を修了した派遣労働者について、通常の労働者等への転換又は雇入れを実施した場合 百分の七十（生産性要件に該当する事業主の場合は百分の百）
- (二) (一)の有期契約労働者等又は派遣労働者について、通常の労働者等への転換又は雇入れを実施しなかつた場合 百分の六十（生産性要件に該当する事業主の場合は百分の七十五）

三・四 (略)

第二 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部改正関係

一 認定職業訓練実施基本奨励金の支給に係る特例の新設

この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から令和七年三月三十一日までの間に開始した情報処理分野に係る認定職業訓練であつて、厚生労働省人材開発統括官が定めるものを実施した場合の認定職業訓練実施基本奨励金の支給について、特定求職者等一人につき一万円又は二万円を上乗せして支給するものとする。

二 (略)

第三 施行期日等

一 この省令は、公布の日から施行すること。（以下略）

二 (略)

三 この省令の施行に関し、その他必要な経過措置を定めること。

四 (略)